



令和8年度 入所のてびき

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊820番地

伊予市市民福祉部子育て支援課

TEL 089-982-1119



伊予市ホームページ
にも掲載しています。
各園のホームページの
リンク先も
掲載しています。

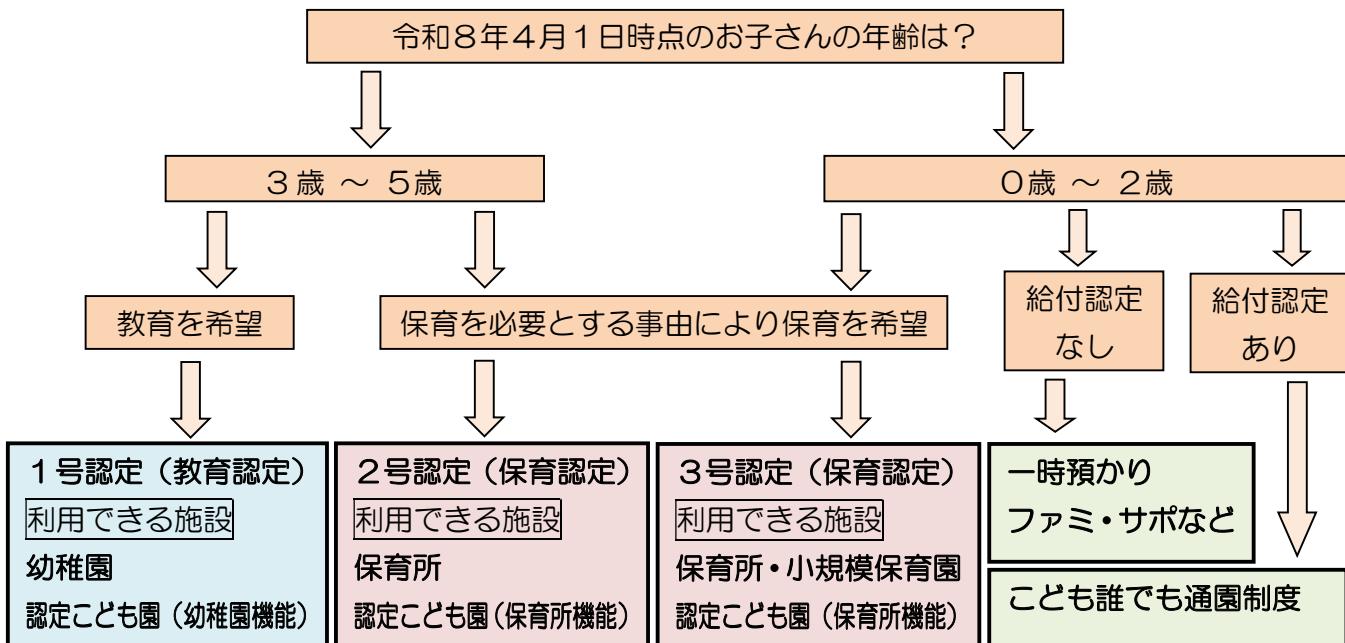


1 教育・保育給付認定

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所等）を利用する場合は、子どものための教育・保育給付の認定を受ける必要があります。（※認可外保育施設を利用する場合は教育・保育給付認定は不要です。ただし、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けられる場合があります。詳細はお問合せください。）

給付認定区分		年齢	対象となる子ども	給付認定について
1号認定 (教育認定)	教育標準時間	3歳以上	教育を必要とする子ども	入園決定後、給付認定の手続きを行います。
2号認定 (保育認定)	保育標準時間	3歳以上	保育の必要な子ども	入所申込と併せて給付認定の手続きを行います。（申請書は入所申込書と一緒にあります。）
	保育短時間			
3号認定 (保育認定)	保育標準時間	3歳未満		
	保育短時間			

◎以下のフローチャートで利用できる（希望する）施設を確認しましょう。



※幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）は、満3歳になれば入園できる施設があります。

満3歳で入園できる施設の詳細は、入園を希望する施設に直接お問合せください。

※教育・保育給付認定なしの方で、急な用事やリフレッシュなどで一時的に保育が必要になったときは、一時預かり事業が利用できる場合があります。詳細は、子育て支援課までお問合せください。

※こども誰でも通園制度についての詳細は、子育て支援課までお問合せください。

2 入所申込について（認定こども園（幼稚園機能））

	私立	公立
申込時期	希望する施設に直接お問合せください。	令和7年10月1日（水）から10月31日（金）まで
申込場所	各認定こども園にてお申込みください。	① 新規申込 伊予市子育て支援課 ② 継続申込 利用中の施設
申込方法	希望する施設に直接お問合せください。	子育て支援課にお問合せください。

※認定こども園（幼稚園機能）のみの利用を希望される方は、以下の手続きは不要です。

入園決定後に、教育・保育給付認定のご案内を、各園を通じて行います。

3 入所申込について（保育所、認定こども園（保育所機能）、小規模保育園）

	令和8年4～6月入所の場合	令和8年度途中入所の場合
申込時期	令和7年10月 1日（水）から 10月31日（金）まで	入所希望月の3か月前から前々月末まで 例：令和8年8月入所希望→令和8年5月1日から6月30日まで
申込場所	① 新規申込 伊予市子育て支援課 ※月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで（土日祝日は休み） ※新規申込の方は聞き取りを行いますので、郵便での申込みは原則できません。 ※既に兄弟姉妹が伊予市内の保育所等を利用している場合は、各施設で受付可能です。 ※市外の保育施設を申込みされる方は、伊予市で受付を行い、施設所在自治体へ送付するため、希望施設がある自治体が定める申込期限に間に合うように、伊予市子育て支援課に申込みが必要です。また、あらかじめ希望施設がある自治体に申込みが可能かご確認のうえお申込みください。 ② 継続申込 利用中の施設 ※市外の保育施設を利用されている方は、伊予市子育て支援課に直接提出してください。	
申込書類	① 子どものための教育・保育給付費認定申請書（現況届）兼特定教育・保育施設等入所申込書 ② 保育を必要とする事由が確認できる書類（P3参照） ③ ひとり親世帯・・・児童扶養手当証書（写） ④ 障がいがある方が同居している場合は・・・障害者手帳等（写） ⑤ マイナンバーの分かるもの（家族全員）※新規申請者のみ必要 ⑥ 申請者の身分証明書（免許証等）※新規申請者のみ必要 ※同時に兄弟姉妹で2人以上の入所を希望する場合、②～⑥は一部のみの提出で可。 ※所得課税証明書など入所に必要な書類の提出を、後日依頼することがあります。	
結果発送 (希望施設が伊予市内の みの場合)	令和8年2月中旬に発送予定 入所保留（待機）となった方には保留通知を郵送します。なお、年内については毎月審査し、入所決定となればお知らせします。（結果発送は初回審査時のみ行います。）	入所希望月の前月10日頃に発送予定
注意点 (その他につ いては次ペ ージ以降で ご確認くだ さい)	<令和8年4～6月入所の場合> ・入所の選考はP5の「入所の選考」を基本としますが、4月入所希望児童の利用調整を優先する場合があります。 ・5月以降入所の入所式は、原則ありません。（小規模保育園は入所式がない予定です。） <令和8年度途中入所の場合> ・4～6月入所の申込状況により入所保留（待機）となる場合があります。	

「② 保育を必要とする事由が確認できる書類」

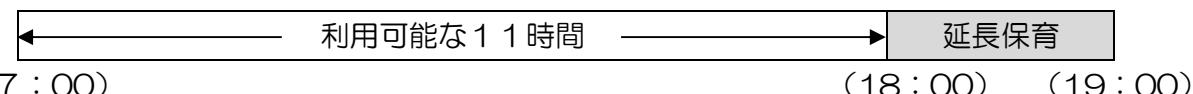
保育の必要な事由		提出書類（変更届と次の書類が必要です）
就労	会社勤務 パート 等	<input type="checkbox"/> 就労証明書（勤務先または支店、派遣先等が作成したもの）
	自営業 農林漁業 等	<input type="checkbox"/> 就労証明書（事業主が作成したもの） <input type="checkbox"/> 自営業等を行っていることが証明できる書類（営業許可書、登記事項証明書、青色申告開業届、確定申告書、売上伝票、売買契約書の写しなど）
	内職等	<input type="checkbox"/> 就労証明書（請負先が作成したもの）
妊娠・出産		<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し（母の氏名と出産予定日がわかるページの写し）
疾病・障がい		<input type="checkbox"/> 申立書（疾病や障がいの状況等について、詳しく書いてください。） <input type="checkbox"/> 次のいずれかを提出 ・診断書（写し可） ・療育手帳、障害年金の年金証書等の写し
介護・看護		<input type="checkbox"/> 申立書（介護や看護の状況、時間等について、詳しく書いてください。） <input type="checkbox"/> 介護・看護が必要な方のいずれかを提出 ・診断書（写し可） ・身体障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し
災害復旧		<input type="checkbox"/> 申立書（保育が必要な状態について、詳しく書いてください。） <input type="checkbox"/> 罹災証明等
求職活動		<input type="checkbox"/> 勤務・内職・自営予定書（入所後2か月以内に勤務先を決定し、就労したことが分かる証明書を提出してください。事業所の都合で証明書の提出が遅れる場合は、必ず保育所又は子育て支援課まで連絡をしてください。）
就学・職業訓練		<input type="checkbox"/> 在学証明書又は職業訓練の受講証明書など <input type="checkbox"/> カリキュラム表（在学期間、時間割の分かるもの）
虐待・DV		<input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等
その他		<input type="checkbox"/> 市長が必要と認めた書類

4 保育必要量の区分

保育の必要な事由や状況によって、「保育標準時間」または「保育短時間」の保育必要量を認定します。

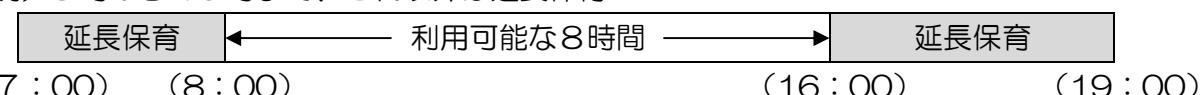
- ・「保育標準時間」認定・・・最長11時間

(例) 7時から18時まで、18時以降は延長保育



- ・「保育短時間」認定 ・・・ 最長8時間

(例) 8時から16時まで、これ以外は延長保育



※各施設の保育必要量の区分によるお預かりできる時間は、P 8を参照ください。

※延長保育の保育料は各施設で異なりますので、直接施設にお問合せください。

5 保育必要量の認定要件（入所要件）

子どもの保育所等への入所には、保護者が以下の要件を満たしていることが必要です。

保護者が複数名（父母など）いる場合は、次のいずれかの要件を、全員が満たす必要があります。

保育を必要とする事由	保育必要量の認定要件と保育必要量	認定期間	備 考
就労	在外勤務または自営業等を営む場合で、月平均就労時間が以下の基準を満たすこと。 120時間以上…標準時間 64～120時間未満…短時間	就学前までの期間 (ただし、就労等の保育の必要な事由がなくなった場合は、保育の必要な事由がなくなった日の属する月の月末まで)	1か月の就労、介護・看護、就学の時間が64時間未満の場合は、保育の必要な事由として認められません。これらのうち就労の場合は、求職活動の認定となります。 ※標準時間であっても、希望により短時間とすることができます。短時間であっても、勤務時間などによっては標準時間にできる場合があります。
介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護を行う場合で、月平均介護時間が以下の基準を満たすこと。 120時間以上…標準時間 64～120時間未満…短時間		
就学・職業訓練	専門学校などの在学や職業訓練を受ける場合で、月平均就学時間が以下の基準を満たすこと。 120時間以上…標準時間 64～120時間未満…短時間		
妊娠・出産	第2子以降の子を妊娠又は出産する場合…標準時間	出産予定月の産前産後の各3か月間 (最長7か月)	(例)出産予定が令和8年9月の場合 →令和8年6～12月まで
疾病・障がい	保護者が病気やケガの療養にあたる場合や障がいにより家庭保育が困難な場合…標準時間	病気・ケガは療養期間、障がいは就学前までの期間	
災害復旧	震災や風水害、火災などの災害のため、その復旧にあたる場合…標準時間	災害復旧に従事している期間	
求職活動	求職活動を継続的に行う場合や起業準備を行う場合…短時間	求職活動期間 (原則2か月)	2か月以内に就労できない場合は退所となります。
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合…標準時間	就学前までの期間	
その他	事由により、標準時間または短時間を判断します。	事由により判断します。	

・育児休業を理由とした新規申込はできません。ただし、継続申込の場合は、育児休業終了後に第2子以降の子どもの入所申込及び職場復帰を条件に、短時間での在園を可能としています。

・長期（1か月以上）にわたり登園しない（できない）場合は、退園となる場合があります。

・子どもの発達や薬の服用、その他心身に不安がある場合は、申込時にお知らせください。

・勤務時間の変更や求職活動から勤務が決まった方などは、必ず子育て支援課までご連絡ください。

原則、各種証明書が提出された日の翌月からの保育必要量の変更になります。

6 入所の選考

- ・入所の選考は、申込人数や保育士等の雇用状況等を踏まえ、各施設と協議し毎月行われます。
- ・入所は申込順（早いもの順）ではなく、保育を必要とする優先度を踏まえ、世帯の状況や保育の必要な事由を総合的に判断し、緊急性の高い子どもから入所を決定します。また、申請書提出後に書類の記載内容や保育の必要な事由に変更があった場合は必ず子育て支援課までご連絡ください。
- ・保育料の滞納（過年度分、兄弟姉妹の滞納を含む。）がある場合は、入所の選考に影響します。
- ・入所保留（待機）となった方には保留通知を郵送します。その後、当該年度内は毎月審査し、入所決定となればお知らせします。
- ・市外施設を申込（広域利用）される方は、入所希望先の自治体が入所の選考・決定を行います。
- ・申請を取り下げされる方は、他の方の入所の選考に影響しますので、早めにお知らせください。

7 入所について

- ・入所日は入所希望月の1日からとなり、月途中の入所はできません。
- ・発達等が気になる子どもの入所については、申込み時に相談してください。

8 保護者の自己負担

保護者の自己負担は、保育料（利用者負担額）、給食費（食材料費）、諸雑費等があります。

(1) 保育料（利用者負担額）

① 保育料の決定について

- ・保育料は、子どもの当該年度4月初日時点の年齢及び市民税額（住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除を差し引く前の税額）により毎年4月（前年度市民税額）と9月（当該年度市民税額）に決定します。

【令和8年度の利用者負担額のイメージ】											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度（令和6年分所得）の 市民税額により算定						令和8年度（令和7年分所得）の 市民税額により算定					

- ・保育料は、父母の市民税額を合算して決定します。ただし、父母の収入が少なく、同居の親族（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合は、その家計の主宰者の市民税額を合算して算定します。（※住民票上は別世帯となっていても、同一敷地内別棟や二世帯住宅等で同一生計の場合は、同居とみなします。）
- ・保育料は、月単位で決定しますので、日割計算はありません。月途中の退園や欠席により利用日数が少ない場合も、1か月分の保育料が必要です。
- ・対象年度の市民税額が未確定（未申告、税関係書類の未提出）の場合、税額が確定するまで（申告があるまで）の間P6に掲げる表における階層区分をC10階層（最高額）で保育料を算定しますので、早急に申告を行ってください。
- ・税額の再調査により、税額が変更になった場合は、対象月にさかのぼって保育料を変更し、追徴・還付の対象となる場合があります。（ただし、前年度分については追徴・還付の対象外）
- ・保育料等は指定期日までにお支払ください。支払期日の翌月20日を過ぎると督促手数料がかかります。

② 保育料について（月額）

3～5歳の子どもの場合

- ・1号認定を受けた子ども及び2号認定を受けた子どものうち3歳児から5歳児までの子どもは、保育料は無料（0円）となります。

0～2歳の子どもの場合

- ・2号認定を受けた子どものうち2歳児の子ども及び3号認定を受けた子どもは、下表に基づいた保育料が必要です。（※要保護世帯とは、ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等を指し、一般世帯はそれ以外の世帯を指します。）

階層区分	定義	保育必要量	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市民税非課税世帯	0円	0円
C 1	市民税均等割のみ課税世帯	一般世帯	16,000円
		要保護世帯	7,500円
C 2	市民税所得割 1円以上48,600円未満	一般世帯	19,000円
		要保護世帯	7,500円
C 3	市民税所得割 48,600円以上77,101円未満	一般世帯	25,000円
		要保護世帯	7,500円
C 4	市民税所得割 77,101円以上97,000円未満	27,000円	26,500円
C 5	市民税所得割 97,000円以上133,000円未満	36,000円	35,400円
C 6	市民税所得割 133,000円以上169,000円未満	40,000円	39,300円
C 7	市民税所得割 169,000円以上235,000円未満	42,000円	41,100円
C 8	市民税所得割 235,000円以上301,000円未満	54,000円	53,000円
C 9	市民税所得割 301,000円以上397,000円未満	57,000円	55,800円
C 10	市民税所得割 397,000円以上	60,000円	58,400円

多子世帯への減免

- ・以下の第1～3子の考え方で、第2子、第3子以降に該当する場合は、利用者負担額が、第2子は上表の半額、第3子以降は上表の金額に関わらず、無料（0円）となります。なお、上表の階層区分C 1～C 3の要保護世帯は、第2子以降が無料（0円）となります。

階層区分	定義	第1～3子の考え方
A・B	生活保護世帯又は市民税非課税世帯	第1～3子に関わらず0円
C 1～ C 2	市民税均等割のみ課税世帯又は 市民税所得割 1円以上48,600円未満	年齢や利用施設に関わらず、同一生計内の全ての子どもを年齢順に数えます。
	市民税所得割 48,600円以上57,700円未満	
C 3	市民税所得割 57,700円以上77,101円未満	小学校就学前の子どもで、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育園等（伊予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則第三条(2)別表に掲げる施設）を利用している子どもを年齢順に数えます。
		一般世帯
C 4～ C 10	市民税所得割 77,101円以上	

(2) 給食費（食材料費）

給食費は、主食費（ご飯やパン）と副食費（おかず）があります。

0～2歳の子どもの場合

- ・2号認定を受けた子どものうち2歳児の子ども又は3号認定を受けた子どもの給食費は、保育料に含まれています。

3～5歳の子どもの場合

① 主食費について

公立については、令和8年度から全園主食提供となります。（月額700円）

私立は施設により徴収金額が異なりますので、詳細は各施設にお問合せください。

※おおひら保育所については、令和8年4月からおおひら認定こども園（仮称）として開設します。

② 副食費の決定について

- ・副食費の決定は、「8(1)① 保育料の決定」と同一の算定方法で決定します。

③ 副食費について（月額）

- ・1号認定を受けた子ども及び2号認定を受けた子どものうち3歳児から5歳児までの子どもは、次のそれぞれの表に基づく施設の定める副食費が必要です。

（ア）1号認定を受けた子ども

階層区分	定義	公立・私立の区分	
		公立施設	私立施設
A・B	生活保護世帯又は市民税非課税世帯		
C1～C3	市民税均等割のみ課税世帯又は 市民税所得割 1円以上77,101円未満	0円	0円
C4～C10	市民税所得割 77,101円以上	4,500円	施設の定める額

（イ）2号認定を受けた子どものうち3歳児から5歳児までの子ども

階層区分	定義	公立・私立の区分	
		公立施設	私立施設
A・B	生活保護世帯又は市民税非課税世帯		
C1～C2	市民税均等割のみ課税世帯又は 市民税所得割 1円以上48,600円未満	0円	0円
C3	市民税所得割 48,600円以上57,700円未満		
	市民税所得割 57,700円以上77,101円未満	要保護世帯 一般世帯	
C4～C10	市民税所得割 77,101円以上	4,500円	施設の定める額

多子世帯への減免

- ・以下の第1～3子の考え方で、第3子以降に該当する場合は、副食費が無料（0円）となります。

区分	第1～3子の考え方
上表(ア)で副食費がかかる世帯で 1号認定を受けた子どもの場合	小学校1～3年生の子どもと小学校就学前の子どもで、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育園等を利用している子どもを、年齢順に数えます。
上表(イ)で副食費がかかる世帯で 2号認定を受けた子どもの場合	小学校就学前の子どもで、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育園等を利用している子どもを年齢順に数えます。

(3) 諸雑費

諸雑費には、絵本代や教材費、行事費、保険代、制服・体操服代金、バス代などがあります。

諸雑費は、施設により取扱い（対象経費や支払い方法）が異なりますので、詳細は各施設にお問合せください。

9 特定教育・保育施設一覧表

(1) 公立保育所

施設名	所在地	電話番号	定員		保育時間		延長保育	入園可能年齢
			教育	保育	標準時間	短時間		
ぐんちゅう保育所	米湊 768-2	982-0953	—	150	7:00~18:00	8:00~16:00	19時まで※	4か月
上灘保育所	双海町上灘甲 5823	986-0446	—	45	7:00~18:00	8:00~16:00	無	6か月
下灘保育所	双海町串甲 229-5	987-0300	—	45	7:00~18:00	8:00~16:00	無	6か月

(2) 私立保育所

施設名	所在地	電話番号	定員		保育時間		延長保育	入園可能年齢
			教育	保育	標準時間	短時間		
さくら幼稚園	米湊 856-2	982-0614	—	75	7:00~18:00	8:00~16:00	19時まで	2か月
とりのきくじら保育園	下吾川 458	982-0409	—	110	7:00~18:00	8:00~16:00	19時まで※	4か月

(3) 公立認定こども園

施設名	所在地	電話番号	定員		教育標準時間	保育時間		延長保育	入園可能年齢
			教育	保育		標準時間	短時間		
きたやまさき認定こども園	中村5	982-1562	9	81	8:30~14:00	7:00~18:00	8:00~16:00	無	6か月
みなみいよ認定こども園	上野 580	983-4339	15	80	8:30~14:00	7:00~18:00	8:00~16:00	19時まで※	6か月
おおひら認定こども園(仮称)	大平甲 1056-4	983-1442	6	44	8:30~14:00	7:00~18:00	8:00~16:00	無	6か月
中山認定こども園	中山町出渕2-21-2	967-1266	6	34	8:30~14:00	7:00~18:00	8:00~16:00	無	6か月

(4) 私立認定こども園

施設名	所在地	電話番号	定員		教育標準時間	保育時間		延長保育	入園可能年齢
			教育	保育		標準時間	短時間		
伊予くじら認定こども園	米湊 1370	982-0904	21	75	8:30~14:00	7:00~18:00	8:00~16:00	19時まで※	3か月
みかんこども園	下三谷 2439-13	989-5805	15	60	8:30~15:00	7:00~18:00	8:00~16:00	19時まで	4か月
いよ未来こども園	米湊 333	994-8822	15	75	8:30~13:30	7:00~18:00	8:30~16:30	19時まで	4か月
天使幼稚園	米湊 756	982-0503	105	20	9:30~14:30	7:30~18:30	8:15~16:15	19時まで	2歳児

(5) 私立小規模保育園 (入園期間は最長で3歳となった年度の3月末日までとなります。)

施設名	所在地	電話番号	定員		保育時間		延長保育	入園可能年齢
			教育	保育	標準時間	短時間		
伊予べんぎん小規模保育園	米湊 869-6	995-8181	—	12	7:00~18:00	8:00~16:00	無	3か月
まんぼう小規模保育園	米湊 1194-1	989-8284	—	12	7:00~18:00	8:00~16:00	無	3か月

上記一覧表の「※」の園では、0歳児クラスの延長保育の時間が、月齢により異なります。また、保育内容、延長保育の保育料、諸雑費（絵本代や教材費、行事費、保険代、制服・体操服代金、バス代など）等については、施設により取扱い（対象経費や支払い方法など）が異なります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

おおひら保育所については、令和8年4月から『おおひら認定こども園(仮称)』として開設します。

10 入所（入園）後の手続きについて

(1) 入所・入園の手続き

① 内定施設で面談・説明会等

- 利用が内定した場合は、通知又は電話にて面談・説明会の日時を案内します。
- 指定された日時に、内定施設で面談（児童同伴）を行います。年度当初の入所の場合は、面談に併せて入所内定者一括の説明会を実施する場合があります。

② 利用契約を施設と締結します。

(2) 入所・入園後の手続き

認可保育施設は、保護者の就労等の事由で保育が必要なお子さんをお預かりする施設であるため、入所・入園後も保育が必要な状態が継続していることが必要です。

入所・入園期間中に、次に掲げる事由に該当する場合は、速やかにご利用中の施設又は子育て支援課にご連絡いただき、必要な手続きを行ってください。原則、各種証明書が提出された日の翌月からの保育必要量の変更になります。（月途中で保育必要量を変更することはできません。）

なお、変更があったにも関わらずお手続きいただけず、申込み時と状況が異なることが判明した場合は、保育の必要な事由を満たさないと判断し退所（園）していただくことがあります。

① 家庭状況に変更がある場合

手続きが必要な事由	連絡先	必要な手続き
児童が市内で住所が変わる場合	ご利用中の施設	家庭状況調査票等の変更が必要です。
児童が市外に住所が変わる場合	ご利用中の施設 又は子育て支援課	市外転出後も継続して利用したい場合は、転出先自治体で再度入所の手続きが必要です。 退所する場合は退所届の提出が必要です。
児童と同一世帯における世帯員が婚姻、離婚、別居、同居をした場合	ご利用中の施設 又は子育て支援課	変更届及び変更内容に応じた書類の提出が必要です。
生活保護となった場合や障がいをお持ちの方と同居する場合	子育て支援課	

② 保育の必要な事由に変更が生じる場合

手続きが必要な事由	連絡先	必要な手続き (変更届と次の書類が必要です)
就職、転職、勤務内容を変更した場合		就労証明書等の提出が必要です。
退職された場合		勤務・内職・自営予定書（求職活動の用紙）の提出が必要です。
妊娠された場合		母子手帳の写しの提出が必要です。
育児休業を取得する場合（妊娠出産の前に就労で保育を利用している等の条件があります。）	ご利用中の施設 又は子育て支援課	育休中継続入所申立書の提出が必要です。
同居の親族の介護・看護をする場合や保護者が長期入院や障がいとなった場合		申立書及びP3に掲げる提出書類の写しの提出が必要です。
就学する場合や職業訓練を受ける場合		在学証明書及びカリキュラム表の提出が必要です。
被災による災害復旧を行う場合		申立書及び罹災証明の写しの提出が必要です。